

第二十九回

大津町農業委員会

令和元年十月十日

## 第29回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 9:30から10:30まで

2. 場 所 生涯学習センター 2階 中会議室

3. 出席農業委員 (11人)

1番 池田 一実	2番 永田 哲也	3番 古澤 亨
4番 木村 茂樹	5番 江藤 梅雄	6番 永田 典治
7番 古庄 くみ子	8番 坂本 盛幸	9番 古庄 素磨子
11番 西本 晶	12番 吉良 登美雄	

出席農地利用最適化農業委員 (7人)

1番 國武 俊信	10番 西本 文彰	12番 宇野 誠喜
15番 西岡 逸郎	17番 上村 敏治	

4. 欠席農業委員 (1人) 10番 古庄 弘子  
欠席推進委員 (0人)

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 3番 古澤 亨委員  
4番 木村 茂樹委員

日程第 3 会期の決定について 令和元年10月10日(木) 1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

日程第 8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 修二

事務局次長 大久保 明裕

7. 会議の概要 別紙のとおり

令和元年10月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 吉良 隆典 

議事録署名委員 吉澤 亨 

議事録署名委員 木村 茂樹 

## 【10月 第29回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、西本職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」着席をお願いします。只今から令和元年10月、第29回定例総会を開会いたします。

事務局 ご着席ください。  
日程第1、開会、開会に当たり、吉良会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん「おはようございます」。  
※会長挨拶あり

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、会議の成立ですが、大津町農業委員会会議規則第6条に、「在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。  
本日は、古庄弘子委員が欠席ですが、過半数の委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
次に議長選出ですが、同じく規則第4条に「会長が会議の議長となる。」となっておりますので、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。  
日程第2、議事録署名委員の指名です。3番古澤亨委員と、4番、木村茂樹委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。10月の第29回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。10月の第29回定例総会は、本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局        それでは、議案第1号農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。今回1件の申請が出されています。議案書は1Pとなります。

3条の1、申請人の住所・氏名・土地の表示につきましては、議案書及び調査書に記載のとおりでございます。調査書は1Pをお願いいたします。別添申請地見取図は1Pをお願いいたします。

3条の1、申請地は大字杉水地内にある2筆1ヶ所の農地で、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地です。申請理由は売買による所有権の移転です。

申請人である社会福祉法人につきましては、保育所近隣の土地を借り受け、現在も食育の一環として、野菜の栽培、収穫、食することで食への関心を高めることなどを目的として教育に取り組んでおられます。今回、地権者から返却の申し出があり、保育所近隣で代替地を探されておられ、申請地の地権者と交渉を行い譲り受けることが可能となりました。今回の事例は稀なケースなため、農地法に精通されている熊本県農業会議に照会したところ、「県内でも珍しいケースではあるが、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、教育・医療・社会福祉事業での農地取得については制度上可能である。」と回答を得ています。申請地は、第1種農地ですが、例外規定の申請地を公益性が高いと認められる事業で、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用する事ができる事業に該当し転用は可能です。

また、申請にあたり、取得予定農地の年間利用計画及び通常の肥培管理計画も提出されており、事業計画等を熊本県農業会議に紹介したところ、「特に問題ない」と意見を頂いております。

調査書の内容をご説明します。

全部効率利用要件につきましては、特例のため該当ありません。

農地所有適格法人以外の法人かにつきましては、特例のため該当ありません。

信託要件につきましては、信託ではないので該当ありません。

農作業常時従事要件につきましては、特例のため該当ありません。

下限面積要件につきましては、特例のため該当ありません。

転貸禁止要件につきましては、転貸には当たらないので該当ありません。

地域調和要件につきましては、事業計画等から特に問題ないとおもわれますので該当ありません。

以上、よろしく申し上げます。

会 長        説明が終わりました。次に小委員会と現地調査の結果を、杉水地区ですので、古澤農業委員から説明をお願いいたします。

古澤委員    現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、国道325号線の東側に位置し杉水保育園の北側の畑地帯、

第1種農地2筆、合計2,193㎡を、売買により所有権の移転を行なうものです。現在まで保育園北側に駐車場用地及び園児用体験農園として畑を借り受け農作物の収穫体験活動などされておりましたが、地権者より返却して欲しいと申し出があったため、急遽、代替地を探されていたところ、今回の申請地で地権者との交渉がまとまり申請となっております。今回の保育園の農地取得については、事務局から説明があったとおり稀な事例ということで、事務局でも関係機関に相談され慎重に対応されたと同っております。

農地取得後の活動については、農地利用計画が提出されており、通常の肥培管理人も指名されております。農業機械、労働力、営農技術も問題ないと思われれます。

小委員会の意見も全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

「農業委員会等に関する法律」第29条第2項では、「推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べることができる」となっております。

杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見はございませんか。

上村委員 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。

議案書は2Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。

4条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は2P、見取図は2P～3Pをお願いいたします。

申請地は大字矢護川地内の農地です。

1の転用目的は通路への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、住宅への通路として利用されており無断転用の状態です。以上のことから新たな費用の発生はありません。なお、始末書が提出されております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですので永田哲也農業委員から説明をお願いいたします。

永田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字矢護川地内で、県道菊池赤水線の北側、菊池市境界付近に位置する申請人の自宅に隣接する農地です。

申請の内容は、熊本地震で被災し解体した敷地に自宅を再建する計画をたてたところ、今まで使っていた県道からの進入路が農地のままであったことがわかりました。農地転用の手続きがとられていないことをはじめて知り、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われれます。現地調査後の小委員会審議では「転用やむなし許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

矢護川地区担当は西岡推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

西岡委員 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「転用やむなし許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、通路への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は3P、見取図は4P～5Pをお願いいたします。

1の転用目的は個人住宅への転用です。

農地の区分は、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落接続して設置されるものに該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、県道拡幅に伴う移転補償の添付があり、資金計画を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年3月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。



10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。  
11の法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、錦野地区ですので、江藤委員から説明をお願いいたします。

江藤委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字錦野地内で、県道瀬田熊本線に隣接し錦野集落の東側に位置する農地です。

申請の内容は、自宅敷地を県道瀬田熊本線拡幅のために提供したため移転することになり、他の土地を探しましたが見つからなかったため、既存自宅敷地に隣接する自己所有農地を宅地に転用し住宅を建築する計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
錦野地区担当は國武推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

國武委員 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

それでは、一括して採決を行います。

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、個人住宅への転用については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は3Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

5条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は4P、見取図は6P～7Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で所有権移転です。

農地の区分は、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地ですが、例外規定の公益性が高いと認められる事業で、土地収用法第3条に関する事業の用に供するためのもの保育所に該当し、転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画を残高が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年3月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので古澤農業委員から説明をお願いいたします。

古澤委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、国道325号線の東側に位置し杉水保育園の北側の畑地帯で、先ほど農地法第3条でご説明した保育園児の体験農園用農地に隣接した第1種農地2筆、合計2,087㎡を、売買により所有権の移転を行い駐車場に整備する計画です。この件につきましても先ほどと同様に現在駐車場として借りてい

る地権者より返却して欲しいと申し出があったため代替地として取得し整備するものです。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

上村委員 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、駐車場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、5条の2についてご説明いたします。

5条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は5P、見取図は8P～9Pをお願いいたします。

申請地は大字灰塚地内にある農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で、所有権の移転です。他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地です。代替地の検討もされており、転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画を預金額が上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月31日まで

に竣工される予定で問題ないと思われます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、灰塚地区ですので池田農業委員から説明をお願いいたします。

池田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字灰塚地内、灰塚地区集会所、共同墓苑の近くに位置する農地です。

申請の内容ですが、申請人は現在住まわれている住居が手狭になったため居住地を探していたところ、通勤に適したところで、近隣には公共施設などもあり、静かで環境もよく住宅地に適しているため申請地を選定されました。農地3筆、477㎡に木造2階建て住宅を建築する計画となっています。

農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

灰塚地区担当は西本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

西本委員 申請地の一部が以前里道だったが、払い下げをしたとのことだったが有償だったのでしょうか。

事務局 詳しく調べてみないと、現時点ではわかりません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の報告がありました。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2 個人住宅への転用で所有権の移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の3 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は6P、見取図は10P～11Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は現場事務所への一時転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある工業専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画を上回る残高があります。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和元年12月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については返却の申し出があり、問題ないと思われれます。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので私から説明をいたします。

吉良委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内で、本田技研熊本製作所の正門入口近くに位置する農地です。

申請の内容は、申請人は熊本市に本社があり、各種ガスの供給、半導体製造装置の製造・販売等を中心に事業を展開されています。今回、8月の総会で隣接地に新工場建設のための農地転用許可申請を行い許可がおりましたので、建築工事のための現場事務所を設置する計画となっています。なお、新工場が無事竣工しましたならば、地権者へ現状復帰後、返却することとなっております。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
平川地区担当は宇野推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

宇野委員 特に意見はございません。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、現場事務所への一時転用での賃借権設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4P～6Pをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

農地の権利移動については、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますが例外規定があります。その1つが担い手となる経営体を育成するために作られた農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画による農地の貸借や所有権の移転です。農地集積計画は市町村が作成し、農業委員会の決定を

経て市町村が公告を行なうことで効力が発生します。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は7件です。

1番から4番が再設定で、5番から7番が新規の申請となっております。申出書面積の合計は62,727㎡です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

4Pをお願いします。

番号 1、賃借権、WCS・人参、5年、2万5千円

番号 2、賃借権、牧草・人参、5年、2万円

5Pをお願いします。

番号 3、賃借権、牧草、5年、1万5千円

番号 4、賃借権、飼料、3年、1万円

ここから、新規になります。

番号 5、賃借権、米、5年、2万5千円

番号 6、賃借権、米、5年、2万5千円

6Pをお願いします。

番号 7、使用貸借権、飼料・米、10年

以上7件です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も効率的な農地利用や常時農作業に従事すると認められる者であると思われれます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、その他です。事務局から何か審議案件はありますか。

事務局

- ・11月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR1.11/5(火) 午前9時00分～)
- ・11月の定例総会予定について  
(案はR1.11/11(月) 午前9時30分～)
- ・「人・農地プラン」の実質化(ネットワーク大津)について
- ・農振全体見直し住民説明会について(農政課)
- ・その他

会長

他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、西本職務代理者をお願いします。

職務代理

これもちまして、令和元年10月の第29回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。